

監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置について

第 1 定期監査

2 平成 15 年度第 2 回定期監査結果報告（平成 16 年 5 月 26 日監査報告第 1 号）

(1) 事務関係

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>(1) 道路占用料の債権管理等の適正化を求めるもの（道路局）</p> <p>道路の占用許可については、「道路法」で納期限までに占用料の納付がない場合は督促状を送付すること、許可の条件に反した者に対して許可の取り消しができること及び国税滞納処分の例により占用料を徴収することができることが定められている。</p> <p>そこで、道路占用料の管理についてみたところ、期限内に督促状を送付していないものや延滞金の徴収を行っていないものが見受けられた。また、滞納処分の手続が行われていないため、突出看板の道路占用料について時効となっているものなどが見受けられた。さらに、占用料を滞納している者に対して占用許可の更新を行って</p>	<p>平成 16 年 6 月に各土木事務所に対して、占用料に係る債権の管理を徹底するよう周知しました。</p> <p>また、「道路占用料の納付の確認と督促に関する事務処理要領」について、占用料の徴収から滞納処分及び許可の取消し等までを一貫して定めた事務処理要領に全部改正し、平成 16 年 10 月から施行しました。</p> <p>さらに、許可なく道路を占用しているものに対しては、各土木事務所が、計画的に調査し、それに基づいて指導を行</p>

<p>た。</p> <p>ついては、納期限までに道路占用料の納付がないものには、期限内に督促状を送付するとともに、的確な滞納処分を行うなど適正な債権管理に改められたい。また、占用許可について許可要件の適用を厳正に行うよう改められたい。</p> <p>なお、許可なく道路を占用している事例が多数あると考えられるので、実態を調査し、適正な手続を行われたい。</p>	<p>い、道路占用許可申請書の提出を求めるなど適正化に努めています。</p>
<p>(2) 使用実態に応じた適正な道路占用料の算定を求めるもの（道路局）</p> <p>陸橋等の高架下は、道路占用許可を受けることで倉庫や駐車場等の施設を設けることが認められている。</p> <p>そこで、陸橋等の高架下の占用許可についてみたところ、高架下に消防器具置場を設置することを許可し道路占用料を免除していたが、自治会館の看板が掲げられていたので、実態を把握した上で適正な事務手続を行うよう改められ</p>	<p>消防器具置場については、許可の目的以外に使用しないよう占用者に指導を行い、平成16年7月に消防器具置場として適正な使用に是正しました。</p> <p>また、駐車場については、平成16年10月分から使用実態に応じた適正な占用料を徴収するよう改</p>

<p>たい。</p> <p>また、高架下を駐車場として占有することを許可し、「道路占用料の減免の取扱い」により一般公共用の駐車場として道路占用料の50%を減額していたが、当該駐車場は地域住民等の専用駐車場として使用されており、減免対象としての要件を満たしていないので、減免基準の適用を厳正に行うよう改められたい。</p>	<p>めました。</p>
<p>(3) 道路予定地の管理について適正化を求めるもの（道路局）</p> <p>道路予定地は、柵等により用地の範囲を明確にし市職員が巡回を行うことなどにより管理を行うこととされており、事業目的に支障が生じない範囲で目的外の使用を許可している。</p> <p>そこで、用地の管理状況等をみたところ、次のようなものが見受けられた。</p> <p>ア 境界杭や柵の設置が不十分であるもの</p> <p>イ 隣接地権者等が駐車スペースや花壇等として使用しているも</p>	<p>道路予定地の用地管理については、平成17年1月までに次のとおり措置を行い、管理の適正化を図りました。</p> <p>ア 境界杭及び管理柵を設置するとともに、管理柵が設置できない箇所については、ロープにより境界を明確にし、管理の徹底を図りました。</p> <p>イ 許可なく用地を使用</p>

の

ウ 道路から自宅等への通路として目的外使用料を免除し使用を許可したが、実際には駐車スペースなどに使用されているもの  
エ 町内会の仮設の物置として目的外使用許可を行っているが、離子保存会の看板等が掲げられているもの

については、用地の現況を的確に把握し、用地の範囲が明確になるよう境界杭や柵を設置するとともに、使用許可の用途と使用実態が異なるものについては、許可の取消し又は実際の用途に応じた許可とするなど、管理を適正に行うよう改められたい。

していた者に対して使用の中止を指導し是正するとともに、立入防止柵を補修しました。  
また、花壇など使用を許可することが適当と認められたものについては、新たに目的外使用許可を行いました。

ウ 用地の利用者に対して、許可を受けた目的に沿って使用するよう指導し、是正しました。

エ 平成17年1月に、町内会物置及び離子保存会の暫定使用を目的に明示するなど、使用実態に応じた許可に改めました。

なお、離子保存会については、やむを得ない場合に限り更新を認めることとしました。

(4) 普通財産の債権管理等について  
適正化を求めるもの（道路局）

道路局の普通財産には、住居や駐車場などの敷地として貸付けを行っているものがあり、3年ごとに貸付料等の見直しが行われ、原則として20年ごとに契約が更新される。

この普通財産の貸付けについて見たところ、貸付料を滞納している借受人に対して督促状を送付し毎年催告は行っているが、長期滞納となっているものが見受けられた。また、滞納者から債務承認書や分納誓約書の提出を受けていないため、貸付料について回収が困難になっているものがあった。

については、納期限までに貸付料の支払いがない場合は、滞納者に対する督促状の送付に加えて、債務承認書や分納誓約書の提出を求めるなど、滞納貸付料の回収に努めるとともに、契約に基づく適正な管理を行うよう改められたい。

なお、このような用地の多くは

普通財産貸付料の滞納者に対しては、面談、電話等による催告を強化し、滞納貸付料の収納が進んでいます。

また、長期滞納9件のうち4件については債務承認書の提出を受け、4件については借受人が死亡し相続人がいないため、契約の解除に向けた手続を進めています。残りの1件については、借受人といまだ連絡が取れない状況にありますが、管理の適正化に引き続き努めます。

なお、保有土地の処分促進については、借受人に対して機会をとらえ売却の提案を行うなどしており、引き続き保有土地の処分推進に努めま

<p>本市事業への利用の予定がないと見込まれるが、平成18年には契約の更新を迎えることなどから、売払いが可能なものについては、この機会を積極的に活用して、借受人へ買取りの働きかけを行うなど、保有土地の処分を促進するよう努められたい。</p>	<p>す。</p>
<p>(5) 有料自転車等駐車場の整理料等の徴収事務について改善を求めるもの（道路局）</p> <p>横浜市が設置した有料自転車等駐車場の整理運營業務及び放置自転車等の保管場所への移動等の業務については、委託により実施している。受託者は、有料自転車等駐車場では、利用者から整理料を徴収し、自転車等保管場所では、放置自転車等の返還の際に、保管場所への移動料を徴収している。</p> <p>そこで、整理料及び移動料の徴収事務についてみたところ、整理料については、定期利用申込書や一時利用券控が受託者に保管されたままで、局による領収金額の確認がされていなかった。また、移</p>	<p>有料自転車駐車場の整理料徴収事務については、平成16年4月分から、毎月、定期利用申込書及び一時利用券の半券を施設課に回収し、領収金額の確認を行っています。定期利用申込書については、定期利用券には1箇月と3箇月の2種類があるため、業務上、3箇月間保管する必要があり、3箇月経過後に回収し、点検しています。</p> <p>自転車等保管場所の移</p>

<p>動料については、一部保管場所において、領収書が多数未交付であったもの、領収書の金額を誤って交付していたものなどが見受けられた。</p> <p>については、これらの徴収業務が適切に実施されていなかったの で、有料自転車等駐車場については、定期利用申込書等の領収関係書類を提出させ、領収金額の確認を行い、自転車等保管場所については、領収関係書類と放置自転車等保管台帳を照合するなど領収金額の確認を行うとともに、受託者に対しては、正確な移動料領収書を交付させ、領収金額の確認について指導を徹底されたい。</p> <p>なお、必要に応じて、職員による随時検査を実施するなど適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>動料徴収事務については、平成16年4月分から、毎月、領収書原符や月計表など収納関係書類を回収し点検していません。受託者に対しては、毎月、定例的に行っている管理員会議を活用し、領収書を確実に交付するよう指導を継続的に行っています。</p> <p>なお、放置自転車等保管台帳と自転車等の実際の台数を照合するため、職員による随時検査を実施していくこととしました。</p>
<p>(6) 道路損傷等による復旧工事等の費用について適正な債権管理を求めるもの（道路局）</p> <p>道路の損傷又は汚損により生じた復旧工事等は、道路管理者が施行するが、「道路法」では、これ</p>	<p>道路の損傷等による復旧工事に要する費用の徴収等については、「横浜</p>

に要する費用の全部又は一部を原因者に負担させるものとしている。また、当該費用について、納期限までに納付がない場合には、督促状を送付し、完納されないときは滞納処分を行うものとしている。

そこで、当該費用の督促事務等についてみたところ、督促状が送付されていなかったもの、督促状送付後、時効となっていたものなどが見受けられた。

については、道路の損傷等による復旧工事に要する費用の未納者について、督促状を送付し催告を行うとともに、債務承認書や分納誓約書の提出を求め、なお、完納しない者に対しては滞納処分を行うなど適正な債権管理を行うよう改められたい。

市道路損傷等事務取扱要綱」及び「横浜市道路損傷等事務取扱要綱運用基準」に基づき処理しているところですが、滞納処分の債権保全に関する規定が定められていないため、平成16年10月に改正した「道路占用料の徴収及び督促等に関する事務処理要領」を準用することとし、債権管理の適正化を図ってまいります。

また、未納者のうち一部については、既に納付済みとなっておりますが、なお未納の者については、催告を行うとともに、分納誓約書の提出を求め、納付の促進を図るなど適正な債権管理を行ってまいります。

なお、時効により債権が消滅しているものについては、欠損処分のための手続を進めています。

(8) 運営協力費の徴収について改善を求めるもの（青葉区）

青葉区では、地区センター等の管理運営について、青葉区区民利用施設協会（以下「協会」という。）へ委託している。

地区センター等は条例では無料施設と位置づけられているが、施設の運営を一層充実し、利用者に還元することを目的に、団体利用の際に任意の寄付として、協会は運営協力費を受け取っている。

そこで、区民へ配布している各施設の利用案内等についてみたところ、「横浜市地区センター管理運営マニュアル」においては使用料と誤解される取扱いは避けることとされているが、運営協力費の支払を依頼する旨の記載があるなど、使用料と誤解されるような事例が見受けられた。

については、区は協会に対し、運営協力費の利用案内等への記載について、利用者が趣旨を明確に理解できる表記に改めるよう指導されたい。

運営協力費の趣旨が利用者に明確に伝わるよう、利用案内等への記載の改善を行いました。

また、運営協力費は、地区センター祭りや地域イベントの実施などにより、計画的に利用者への適正還元を図ることとしました。

<p>また、翌年度への繰越金が、当該年度の支出額を上回る施設も一部見受けられたので、各施設において繰越金額が高額とならないように計画を立て、利用者に適正に還元するよう指導されたい。</p>	
--	--

(2) テーマ監査

監査結果	措置結果
<p>(1) 計画的・効果的な執行を求めるもの</p> <p>ア 委託契約について改善を求めるもの（鶴見区）</p> <p>鶴見区では、区行政への様々なニーズに迅速かつ円滑に対応する「区行政推進費（事業）」において、「生活衛生課窓口改善その他業務委託（平成15年3月27日発注、契約金額247万円）」を実施していた。</p> <p>そこで、同委託について見たところ、横浜市契約規則によると、随意契約を締結しようとするときは、2人以上から見積書を徴さなければならないが、年度内に執行する必要があること、平成15年2月に発注した福</p>	<p>今後の委託契約の発注に当たっては、執行に際して事前に計画を立て、契約手続を行うよう改善しました。</p>

社保健課等のレイアウト変更と並行して実施すること等を理由に、単独随意契約を行っていた。

については、今後の発注に当たっては、計画的に契約手続を行うよう改められたい。

イ 事業執行について改善を求めるもの（西区）

西区では、総合案内窓口改善等整備事業として、区民に親しまれ利用しやすいように、総合案内サインを改善するなど、区庁舎の環境設備改善を行っている。

そこで、平成14年度の実施状況についてみたところ、改修工事等では5件、照明器具更新工事では3件について、それぞれ分割して委託しているものが見受けられた。

については、今後の区庁舎の整備等に際しては、事業を経済的・効果的に執行するため、年度当初に執行計画を立て、一括した発注・契約手続を行うよう

平成16年度の区庁舎の整備等について、年間の執行計画を立て実施するように改めました。

また、執行計画に沿って、区の選定委員会で適正に選定するなど、適正な発注・契約手続を行っています。

<p>改められたい。</p>	
<p>ウ 誰にもやさしい区庁舎整備事業について改善を求めるもの (金沢区)</p> <p>金沢区では、来庁する区民の誰もが安心して快適に利用できるよう、ソフト・ハードの両面から整備を推進する「誰にもやさしい区庁舎整備事業」を実施している。</p> <p>そこで、平成14年度の実施状況についてみたところ、区庁舎及び公会堂内のトイレ改修工事において、100万円未満の6件の工事に分割して発注していた。</p> <p>また、平成15年度の番号掲示板更新委託等においても同様の分割発注の状況が見受けられた。</p> <p>ついでには、今後の発注に当たっては、事業を経済的・効果的に執行するため、年度当初に執行計画を立て、一括した発注・契約手続を行うよう改められたい。</p>	<p>平成16年度の区庁舎の整備等について、執行計画を立て実施するように改めました。</p> <p>また、執行計画に沿って、区の選定委員会で適正に選定する等、適正な発注・契約手続を行います。</p> <p>なお、金沢区総務課では、平成16年6月に、10万円以上100万円以下の修繕及び委託契約の業者を選定する「金沢区総務課業者選定委員会」を設置し、手続の適正化に努めています。</p>
<p>(2) 区民ニーズに合った事業実施を</p>	

求めるもの

ア 市民学級等の実施内容等について検討を求めるもの（鶴見区、港南区、金沢区、青葉区及び瀬谷区）

各区において、区民が社会のさまざまな課題に自主的に取り組み、学習する場を提供するため、生涯学習に関する講座を区民から応募のあったテーマの中から選定し、同講座を市民学級等として区民団体に委託して実施している。

市民学級等は、区民が自主的に学級の企画運営を行う過程の中で、自主グループづくりや活動方法等のノウハウを学び、地域におけるまちづくりや学習ボランティア、リーダーの育成を目的として開設している。

そこで、港南区及び金沢区における市民学級等の実施状況等についてみたところ、講座定員に対して、参加者が半分以下のものが見受けられた。

については、学級の運営に当た

（鶴見区）

鶴見区生涯学級については、平成17年度から、区民による自主的、主体的な運営を目指す観点から、事業委託を補助方式に変更することとしました。

（港南区）

平成17年度からの市民学級事業については、現代社会の課題として広く区民に関心のあるテーマを選定するとともに、自主的、主体的に活動可能な学級を対象に運営費補助方式に変更することとしました。

なお、参加者の募集については、従来の広報誌

っては、より一層参加者募集の広報に努め、また、学級の内容について、十分検討のうえ、区民に関心のあるテーマを選定されたい。

なお、市民学級等の運営については、区民から応募のあったテーマを選んでおり、今後区民による自主的、主体的な運営を目指す観点から、各区の現状も踏まえ、事業委託から運営費補助方式への変更を検討されたい。

面・チラシによる募集に加え、学級運営委員自ら口コミによる参加者募集の取組を行いました。

その結果、今年度開催予定の12学級のうち応募を締め切った6学級については、定員の7割以上の参加者を得ました。

(金沢区)

参加者募集に当たっては、新たにインターネットやタウン情報誌の活用など、広報の拡大に努めました。

また、テーマの選定については、講座参加者へのアンケート調査の中で、テーマに対する意見や募集を行うなど、より一層区民ニーズの把握に努めています。

なお、区民が自主的、主体的に運営を行う講座につきましては、平成16

年 7 月 から 運 営 費 補 助 方 式 に 改 め ま し た 。

( 青 葉 区 )

青 葉 区 生 涯 学 級 の 運 営 方 法 に つ い て は 、 区 民 に よ る 自 主 的 、 主 体 的 な 運 営 を 目 指 す 観 点 か ら 、 平 成 17 年 度 開 講 予 定 の 講 座 か ら 、 運 営 費 補 助 方 式 に 変 更 す る こ と と し ま し た 。

( 瀬 谷 区 )

区 民 に よ る 自 主 的 、 主 体 的 な 運 営 等 の 観 点 か ら 、 市 民 学 級 等 の 運 営 に つ い て は 、 随 時 運 営 費 等 の 補 助 方 式 に 移 行 し ま す 。

た だ し 、 当 面 の 間 、 瀬 谷 区 の 特 徴 を 活 か し た 「 自 然 観 察 指 導 者 」 の 養 成 な ど 、 行 政 が 主 導 し て 行 う 必 要 最 小 限 の テ ー マ

	<p>については、事業委託で実施します。</p>
<p>イ オープンハウスの利用促進を求めるもの（西区）</p> <p>西区では、商店街を中心としたまちづくり検討事業として、平成15年10月から、区内商店街に位置するビルを区が賃借し、その2階の一部を活用して、区の各種事業の目的や進め方等を区民にわかりやすく開示し、意見を取り入れるための情報提供の場として、オープンハウスを整備した。</p> <p>そこで、オープンハウスの運営状況についてみたところ、平成16年2月末現在、一日平均約12人程度の利用にとどまっていた。これは、区民ホール等にポスターを掲示しているものの、施設入口に事業内容を記載した案内表示等がなく、開所日が平日に限られていることや、広報よこはま西区版や西区ホームページに掲載がないことも一因と考えられる。</p>	<p>オープンハウスのポスターを新たに作成し、区役所や近隣の地区センターやコミュニティハウスなどに掲出場所を拡大しました。さらに西区ホームページに掲載し、区民への周知を図りました。また、施設の入口表示も分かりやすく工夫し、立ち寄りやすい環境を作りました。</p> <p>それにより、利用数は毎月徐々に増えてきており、平成16年11月は一日平均28人程度の来場がありました。</p> <p>今後は更なる周知を図りながらオープンハウスの効果的な運営の実施を図ります。</p>

ついては、事業趣旨に沿って、区民の利用が促進されるよう、効果的な方策を実施されたい。

エ 市民参加講座について参加人員の増加に向けた工夫を求めるもの（金沢区）

金沢区では、区民が地域文化活動の担い手となるための演習の場として、「アートマネジメントセミナー事業」を実施しており、事業内容である市民参加講座の開催を、文化イベント活動を行っている市民団体に委託している。

そこで、平成15年度における同事業の実施状況をみたところ、「魅力的なイベントのプロデュース」等8回の講座を開催し、講座の募集対象は一般市民の応募者30名とされていたが、講座参加登録者は19名（うち6名は受託者である同団体の会員）と少ない状況であった。

ついては、今後このような市民参加講座を開催する場合に

平成16年度の「アートマネジメントセミナー事業」においては、講座の内容を、実際にイベントのプロデュースを行うように変更し、より多くの区民が参加しやすい講座となるよう工夫しました。

また、新たに区のホームページやタウン情報誌に掲載するなど、広報の拡大に努めました。

は、区民ニーズを把握し、より多くの区民にとって参加しやすい講座内容となるよう検討されたい。

オ 健康スポーツ大会の運営について改善を求めるもの（金沢区）

金沢区では、区民の健康づくりと地域の連帯等を図るため、健康スポーツ大会を開催し、運営は金沢区区民利用施設協会への委託により実施している。委託契約書によると、同大会は区内の全地区センター、コミュニティハウス及びスポーツ会館15施設で開催することとしている。

そこで、平成14年度の業務実績報告についてみたところ、8施設（10大会）で実施していたが、7施設では大会が開催されていなかった。なお、委託料は未開催分について戻入されていた。

ついては、事業趣旨を踏まえ、健康スポーツ大会の開催に

金沢区区民利用施設協会と調整し、参加者の多い施設を参考に、多くの区民が参加できるよう、1日で行っていたバドミントン大会を3日間の子どもたちのバドミントン教室に変更するなど、利用者の要望に応じた企画の工夫をしました。

また、広報については、広報区版、ポスター掲示、チラシ配布、利用団体への周知のほか、学校、自治会・町内会、関係団体等への呼び掛けを行いました。

なお、平成16年度は、実施対象施設を特に二

当たっては施設の実態に応じ企画等を十分に検討・調整し、多数の区民が参加できるよう取り組まれない。

ズの高い施設とし、実施可能な施設数（8施設10大会）で委託契約を締結しました。

カ 子育てほっとスペース事業等について利用促進を求めるもの（瀬谷区）

瀬谷区では、子育て支援策の一つとして、平成15年10月から区内の4か所の幼稚園と委託契約を結び、平日午前中の2時間（10時から12時まで）の施設開放を行う、「子育てほっとスペース事業」と、公立保育園2か所で園庭開放を毎月第三日曜日午前中の2時間行う、育児支援「交流と仲間づくり」事業を行っている。

そこで、これらの事業の利用状況をみたところ、幼稚園の施設開放では2か所で1開催日平均利用者数（親子）が2組以下となっていたものや、公立保育園の園庭開放では1日10人以下となっていたものが見受けられた。

両事業とも、積極的な広報を行うとともに、区内子育て支援団体等のネットワーク会議の中で情報を提供するなど、利用促進に向けた取組を図りました。

この結果、「子育てほっとスペース事業」は、平成16年9月の1開催日平均利用者数（親子）が、1園については1.8組ですが、もう1園は20組と大幅に増加しました。

また、育児支援「交流と仲間づくり」事業では、広報と併せて、園庭のみであったものを園舎の一部も含めて開放する

<p>については、両事業とも、事業の広報や関係者との連携を強化し、利用促進を図りたい。</p>	<p>とともに、開催日を日曜日から土曜日へ変更し、開催保育園を2園から4園へ増加するなどの取組も行いました。</p> <p>この結果、平成16年8月及び9月の6回で、1日平均22.8人と平成15年度と比べ約2倍の参加者となりました。</p>
<p>(3) 事務内容・執行体制の見直し、検討等を求めるもの</p> <p>ア 実行委員会の事務手続について改善を求めるもの（鶴見区）</p> <p>区内の臨海部の自治会町内会、地域ボランティア団体等で組織された「つるみ臨海フェスティバル実行委員会」の事務局（出納関係事務等）を鶴見区地域振興課が行っているが、次のようなものが見受けられたので事務手続を適正に行われたい。</p> <p>(ア) 上記フェスティバルは毎年10月中旬に開催されるが、事務局において、財源の大部分を占める区補助金の請求手続</p>	<p>(ア) 平成16年度のつるみ臨海フェスティバルにおいては、事業実施前の平成16年9月に区補</p>

<p>が遅れたため（補助金を平成14年度は平成15年1月に、平成15年度は平成15年12月に受領）、主要な支出が遅れていたもの</p> <p>(1) 実行委員会が行う会場設営業務は委託により実施しており、その業者選定に際しては複数業者の見積り合わせ等によっているが、締結した当初契約金額に対して追加契約金額の割合が大きくなっている（平成14年度47%、平成15年度36%）、計画的・効率的な発注となるよう、事前に全体計画について検討するとともに、関係機関等と十分に調整すべきもの</p>	<p>助金の請求手続を行うとともに、フェスティバル開催後に、関係者全員で請求支払業務の点検を行い、平成16年12月現在では支払をほぼ完了しました。</p> <p>(1) 会場設営業務の委託については、例年の実績を踏まえるとともに、出店団体からの調書の収集時期を早めることなどにより、当初設計見積りの精度の向上を図り、計画的な発注を実施しました。</p>
<p>イ こうなん文化交流協会の事務及び運営等について検討を求めるもの（港南区）</p> <p>こうなん文化交流協会（以下「協会」という。）は、文化活動を通じて区民の交流を促進し、地域文化の向上発展等を目的として設立され、協会の会費</p>	<p>こうなん文化交流協会の決算書については、平成15年度決算から、各部会で徴収した行事参加料等も含めて記載し、事業</p>

の徴収や支払いなど協会の出納関係事務等の事務局を港南区地域振興課が行っている。

協会では活動に当たっては文化事業ごとに部会を設け、区からの補助金や会費収入について各部会に交付するとともに、部会においても自ら行事参加料の徴収やチケットの販売を行い、合わせて活動財源としている。

そこで、協会の決算書をみたところ、各部会の活動費決算額は区補助金及び会費収入額のみを計上していたが、実際には部会で徴収した行事参加料等を含めて活動費として支出しているので、事業全体を示す決算書を作成するよう改められたい。

なお、会費収入の徴収事務については協会の事務局である区が行っているが、部会ごとに事業活動を行い、行事参加料の徴収やチケットの販売を自ら行っていることから、協会が直接会費収入を徴収するなど、協会における自主運営をより一層促進

全体を示すよう改めました。

また、会費徴収事務については、平成17年度から、事務局である地域振興課に徴収事務を任せることなく、こうなん文化交流協会を構成する各部会で徴収事務を分担して行うこととしました。

<p>することについて検討されたい。</p>	
<p>ウ 実行委員会の運営等について改善を求めるもの（港南区、金沢区及び瀬谷区）</p> <p>港南区及び瀬谷区における実行委員会の事務についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、事業資金の安全な保管を図られたい。</p> <p>(ア) 瀬谷区の「鑑賞事業実行委員会」において、補助金精算残金（区への戻入額 600,000 円）を金庫に 15 日間保管していたので、迅速な入金手続を行うべきもの</p> <p>(イ) 港南区の「港南区民まつり実行委員会」において、子供部会では、補助交付額 300,000 円を 2 か月半の間、警備部会では、補助交付額 230,000 円を 5 か月半の間、金融機関に預金せず、現金で金庫に保管し、執行していたもの</p> <p>また、金沢区の「中学生スポーツボーリング教室実行委員</p>	<p>（瀬谷区）</p> <p>(ア) 今後、保管現金は、「公金外現金事務処理要領」に従い、保管期間を必要最小限にとどめ、補助金精算残金は、速やかに入金手続を行うよう、周知徹底を図りました。</p> <p>（港南区）</p> <p>(イ) 港南区民まつりでは、平成 16 年度から経費を大幅に削減（平成 15 年度 6,000 千円、平成 16 年度 1,000 千円）し、また、実施に当たっては実行委員会方式を改め、経費は担当課の予算から支出することとしました。</p>

会」及び「ジュニアゴルフ体験教室実行委員会」においては、参加者が募集人員の半分以下であったので、区民への事業広報等を積極的に行うなど、参加者の拡大に向けた取り組みを図りたい。

そのため、各課での現金保管はなくなりました。

(金沢区)

金沢区の「中学生スポーツボーリング教室」及び「ジュニアゴルフ体験教室」は、参加者数が少なかったため、平成16年度から実施しておりません。

なお、今後実施予定の青少年活動推進事業については、インターネットやタウン情報誌の活用など、積極的な広報に努め、参加者の拡大を図ります。

### (3) 工事関係

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>(1) 建設廃棄物等の処分費の取扱いについて、設計書のチェックの強化を求めるもの(道路局)</p> <p>道路局の積算システムでは、間接工事費は、コンクリート殻など</p>	<p>平成16年4月15日道路係長会議において、処分</p>

の建設廃棄物等を処分費として入力し認識させることにより、自動的に、間接工事費の対象額を計算し、所定の率を掛けて算出される。

そこで、61件の道路整備工事等をみたところ、「主要地方道藤棚伊勢佐木線西区藤棚町一丁目地内舗装補修工事」など2件の工事において、一部の建設廃棄物等を処分費として入力しなかったため、間接工事費の対象額が大きくなり、間接工事費が増え、設計金額が約1万円及び6万円の過大積算になっていた。

については、処分費の入力を正確に行うよう設計担当者へ周知徹底を図るとともに、積算のチェックの強化を図られたい。

費の入力を正確に行うよう周知徹底を図りました。

また、積算システムの改良により、処分費の積算のチェックの強化等を図り、平成16年10月から改良した積算システムを運用開始しました。

なお、運用に先立ち、平成16年9月1日から13日にかけて約300人を対象に講習会を実施し、処分費の入力を正確に行い、入力のチェックを必ず行うよう設計担当者に再度周知徹底を図りました。